



総人第 2846 号

令和元年 12 月 6 日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 花澤 理津子 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



秋季年末重点要求書（回答）

2019 年 11 月 1 日付け、寝市職労第 6 号で要求のありました秋季年末重点要求書につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 憲法と地方自治を守り、職員の賃金・労働条件については、総務省・府市町村課による、地方自治の前提を無視した介入・干渉を排除し、労使合意と地方自治の原則に沿って交渉で決定すること。	1 職員の給与その他の勤務条件については、誠実に協議・交渉を行う。
2 2019 年人事院勧告に基づく引き上げを 4 月に遡り直ちに実施するとともに、生活改善措置を講ずること。	2 令和元年度の給与改定については、人事院勧告と同様の改定を実施し、当該改定による差額を条例改正後早い時期に支給する。
3 新たな監督職員について、職務職責に応じて 3 級に渡れる制度作りを行うこと。	3 新たな監督職については、今後における管理職制度の在り方を整理するなかで、必要性を含め精査・検討する

<p>4 人事給与改革プランに関しては、労使合意をもって行うこと。</p> <p>5 地域手当について、地域の生活実態や経済的同一性を踏まえ、16%とすること。</p> <p>6 係長の管理職手当額を超える分の時間外勤務手当、休日手当を支給すること。</p> <p>7 年末一時金は、期末手当に一本化し、12月10日までに支給すること。</p> <p>8 誰でも4級・40万円に到達する賃金制度を確立すること。</p> <p>9 特に賃金の低い青年層に配慮すること。</p>	<p>とともに、引き続き必要に応じ協議を行う。また、別紙2のとおり、主査の経過措置（現給保障）期間の変更を行う。</p> <p>4 公務員の働き方改革を一層推進するという観点から、人事・給与制度改革プラン全体について発展的に見直しを進める。</p> <p>5 地域手当については、現行どおりとする。</p> <p>6 係長に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。</p> <p>7 令和元年12月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき2.195月分（再任用職員については1.175月分）を標準とし、令和元年12月10日に支給する。</p> <p>8、9 給与に関しては、職務給の原則（職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとする原則）の更なる徹底を図る。</p>
---	---

<p>10 前歴換算が5割になっている職員について、8割換算に引き上げ、賃金を是正すること。</p>	<p>10 前歴換算については、職種等に応じた経験年数を採用時に実施しており、一律換算は行わない。</p>
<p>11 職場実態や人材育成の観点から、職種バランスを鑑み、実態に見合った採用を行うこと。</p>	<p>11 職員配置については、第6期定員適正化計画及び令和元年度策定予定の次期定員適正化計画を基本に、各部署の職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、引き続き精査・検討する。</p>
<p>12 フレックスタイム制の運用について見直すこと。</p>	<p>12 フレックスタイム制については、制度の検証を適宜に行い、必要に応じ、見直しを行っていく。</p>
<p>13 年次有給休暇が取得しやすい職場環境をつくること。</p>	<p>13 年次休暇の取得については、取得の促進に向けた取組を進める。</p>
<p>14 パソコンについて全職員が一人につき一台使用できるようにすること。</p>	<p>14 各職場の要求に応じ可能な範囲で対応する。</p>
<p>15 育児休暇取得者を定員数から外し、その代替職員として正規職員を配置すること。</p>	<p>15 運用が困難であるため、現時点では考えていない。</p>
<p>16 任期付短時間職員・再任用職員について、人事評価制度の対象から除外すること。</p>	<p>16 人事評価については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正に運用する。</p>
<p>任期付短時間勤務職員について</p>	<p>任期付短時間勤務職員について</p>

17 任期付短時間職員の結婚休暇など
正規職員同様の休暇制度を整備する
こと。

18 任期付短時間職員の賃金の経年加
算を拡充すること。

19 任期付短時間職員の賃金について、
職員確保の観点から大幅に引き上げ
ること。

20 任期付短時間職員の代替職員につ
いては任期付短時間職員で対応する
こと。

再任用職員について

21 定年退職者の再任用について、希望
する職員全員を任用すること。

22 フルタイム再任用職員の賃金に引
き上げを行うこと。5級以上での任
用を行うこと。

23 フルタイム再任用職員の一時金を、
正規職員と同月数とすること。

非常勤職員・アルバイト職員について

24 非常勤職員に一時金を支給するこ
と。

17～20、24～25

非正規職員の処遇については、改善
に取り組んできたところであり、引き
続き適切に対応する。

再任用職員について

21～23

再任用制度については、国の動向等
を踏まえ、適正に運用する。

<p>25 アルバイト職員の賃金を、時給1,300円以上に引き上げ、改善を行うこと。</p>	
<p>26 会計年度職員制度について、処遇改善につながる制度とすること。</p>	<p>26 会計年度任用職員制度については、別紙1のとおりとする。</p>
<p>その他</p>	<p>その他</p>
<p>27 健康管理に対する意識啓発を図り、職員の健康対策の充実を図ること。</p>	<p>27、29 労働安全衛生への取組については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康で働きやすい職場環境の形成に努める。</p>
<p>28 パワーハラスメントの指針を作成すること。</p>	<p>28 パワーハラスメントの指針の作成については、国の動向を注視し、適切に対応する。</p>
<p>29 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。</p>	
<p>30 インフルエンザ予防接種の補助について、家族まで拡充すること。</p>	<p>30 インフルエンザ予防接種の補助については、現行どおりとする。</p>
<p>31 インフルエンザ予防接種を非正規職員、再任用職員に対して公費で行うこと。</p>	<p>31 公費での助成については、市民に理解が得られることが困難であるため、考えていない。</p>

会計年度任用職員の勤務条件等について

1 基本的な考え方

- ① 会計年度任用職員は、補助的業務に従事する。
- ② 現行の臨時的任用職員をパートタイム会計年度任用職員に移行することを基本とする。

2 給与等の種類

(1) フルタイム会計年度任用職員

給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、退職手当

(2) パートタイム会計年度任用職員

報酬（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に準じた報酬を含む。）、期末手当、通勤に係る費用弁償

3 給料表

国の俸給表を基礎とし、職種に応じた給料表を策定する。初任給の格付は、現行の月例給を保障する。

4 期末手当の支給

期末手当は、基準日に在職し一定の基準を満たす職員に、年間1月分（6月、12月に各々0.5月分）支給する。

5 再度任用時の加算

前年度から当該年度に引き続き任用する際に、一定の基準を満たす職員は、1号給加算する。ただし、加算は10号給を上限とする。

6 給与等の支給日

フルタイム会計年度任用職員については、常勤職員の例による。

パートタイム会計年度任用職員については、原則として月末に支給する。

7 勤務時間及び休暇

フルタイム会計年度任用職員については1日当たり7時間45分、パートタイム会計年度任用職員については1日当たり7時間30分以下とし、柔軟で弾力的な勤務を可能とする。

休暇は、国の非常勤職員に準じる。

8 任用

原課採用を基本とし、1か月の条件付採用（再度任用時も同様）とする。

9 服務

地方公務員法の服務に関する規定を適用する。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事制限を対象外とする。

主査の経過措置(現給保障)期間の変更について

平成27 2015 28 2016 29 2017 30 2018 31 2019 令和2 2020 3 2021 4 2022 5 2023

主査(元主任)		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
4級主任	↓ 給料格付		主任の廃止⇒							
3級主査					現給保障①					
2級										
経過措置期間										
← 主査(元主任)の廃止										
										現給保障②
主査										
	↓ 給料格付									
3級主査							現給保障①			
2級										
経過措置期間										
← 主査の廃止										
										現給保障②

現給保障① : 平成29年3月31日現在額
 現給保障② : ①を3分の1に減額